

# 行政訴訟制度の見直しについての意見募集の結果について

## 意見提出者毎の意見内容

平成14年9月24日  
司法制度改革推進本部事務局

本資料は、司法制度改革推進本部事務局が本年7月1日から8月23日にかけて同事務局のホームページを通じて行った「行政訴訟制度見直しについてのご意見募集」に対し、各個人・団体から寄せられたご意見を、意見をご提出いただいた順に、意見提出者毎にまとめたものです。  
ご提出いただいたご意見のうち、行政訴訟制度見直しと直接には関係のないご意見については、以下に入っておりませんが、検討に際しての貴重な参考とさせていただきます。  
「個人・団体の別」欄については、個人として意見をご提出いただいた場合は「個人」とのみ記載し、組織としてのご意見をご提出いただいた場合には、その組織（団体）名を記載しています。  
「年齢」・「性別」欄については、個人についてのみ示し、年齢については、10歳単位で「 歳代」と記載しています。  
「職業」欄については、個人としてご提出いただいたご意見の場合はその方の職業名を記載し、団体としてのご意見をご提出いただいた場合には、団体の種別を記載しています。  
「住所」欄については、意見をお出しいただいた方又は団体のご住所又は所在地を、都道府県単位で記載しています。  
\*印は、その欄について不明（無回答）であることを示しています。

1	個人・団体の別	個人						
	年齢	*	性別	男性	職業	*	住所	神奈川県
	内容	税理士にも税務訴訟にかぎり訴訟代理の資格を与えるべき。その場合には民事訴訟法等の試験を行い、税務訴訟ができる専門の税理士制度を設置すべき。						

2	個人・団体の別	個人						
	年齢	70歳代	性別	男性	職業	*	住所	神奈川県
	内容	1.納税者訴訟導入に関する検討がされることを歓迎する。 2.国税の不服申立ても、申立人本人が直接不利益を受けない場合でも、不服申立、異議申立又は審査請求が可能なように適用の幅を広げて頂きたい。						

3	個人・団体の別	個人						
	年齢	30歳代	性別	*	職業	*	住所	*
	内容	行政事件も民事事件と同じ扱いをすべきである。現在の行政事件訴訟法は、民事訴訟法の特則を定めているが、提訴期間を著しく制限したり、被告適格を制限して、原告側での訴えの変更をほとんど認めていない。税務訴訟では、過誤納付について、錯誤の主張を認めない解釈が確立しており、国側を不当に利している。						

4	個人・団体の別	個人						
	年齢	50歳代	性別	男性	職業	*	住所	静岡県
	内容	行政訴訟は有ってはならない。行政の仕事とは何かを再度考えるべきである。行政官の既得利権を考え直すべきである。						

5	個人・団体の別	個人						
	年齢	60歳代	性別	男性	職業	*	住所	東京都
	内容	1.個人タクシーの許認可権を持っている国土交通省は、一方的に取り下げを強要しておきながら申請書に「申し出により返却する」という判を押して返却し、行政訴訟等をまぬがれ、その反面、所定の10年に満たない6年で許可を与え、理不尽な裁量権により非民主的な方法で行っている。 2.税の公平を論ずる前に相応の働きもないのにlion's shareをとっている官僚の改革を見落とすことは許せない。						

6	個人・団体の別	個人						
	年 齢	40歳代	性 別	男性	職 業	弁護士	住 所	兵庫県
	内 容	1.行政訴訟では被告とすべき行政庁(処分庁)が不明であることが多いので、とりあえず、法務省を被告として訴訟を提起できるようにしてはどうか、また地方公共団体であれば、県知事なり市長を被告にできるようにしてはどうか。 2.訴訟の形態については、法律で限定するのではなく、もっと自由に認めるべきである。						

7	個人・団体の別	個人						
	年 齢	50歳代	性 別	男性	職 業	弁護士	住 所	東京都
	内 容	他の行政訴訟の場合は訴額95万円とみなされるのに、税務訴訟は表示された数額を基準とする扱いは不合理。課税処分もひとつの行政処分ですから、他の処分と同じに扱ってよいはず。現在の扱いは不当課税に対してできる限り司法判断を制限する機能を果たしているので、その変更を求めます。						

8	個人・団体の別	個人						
	年 齢	*	性 別	男性	職 業	会社役員	住 所	大阪府
	内 容	欧米先進国では想像もつかない日本での何ヶ月いや何年もの時間を費やす裁判には何か愕然としています。確かにアメリカ連邦/州裁判所を問わずアメリカの裁判は頗る短く又早く何ヶ月もの長期裁判が行われる裁判は非常に稀なケースではないかと思えます。						

9	個人・団体の別	個人						
	年 齢	70歳代	性 別	男性	職 業	*	住 所	神奈川県
	内 容	直接不利益を受けていない国民でも、政府の違法な公金支出について、是正を求められるようにする「納税者訴訟」と称する行政訴訟制度の見直しにむけた検討が行われることを歓迎致します。内閣府の中に教育行政監査と会計監査の機能を一体化した、法律をまもらせる実行機関の新設を期待致します。						

10	個人・団体の別	個人						
	年 齢	70歳代	性 別	男性	職 業	税理士	住 所	神奈川県
	内 容	税務訴訟で高い弁護士料が払えず、本人訴訟が増加している現状を考えると、隣接法律専門職種である税理士の活用が一番自然である。						

11	個人・団体の別	個人						
	年 齢	50歳代	性 別	男性	職 業	大学教員	住 所	東京都
	内 容	1.訴訟参加の不備を補う改正を求めます。現行行政事件訴訟法22条では、申立てによる訴訟参加以外に、職権による訴訟参加も規定していますが、自己に対する授益的行政処分を他の者の訴えによって取り消されようとする者(訴訟上の第三者)は、訴訟参加させられないばかりか、訴訟係属について訴訟告知もされないのが現状です。このように実体法的に訴訟参加させることが必要だと考えられる第三者を訴訟参加させることを、裁判所に義務付けるか、少なくとも、その者に訴訟告知することを義務付けることが必要だと思います。 2.近時、職権探知主義の採用を唱える方を見受けますが、これは問題だと思います。職権探知は裁判所に全面的に無限の事実関係解明を義務つけるもので、現実的ではありません。むしろ、これまでどおり当事者主義のなかで職権主義を加味することができるという枠組みを維持し、あるべき証明責任の法理を構築していくことが肝要かと思えます。						

1 2	個人・団体の別	個人						
	年 齢	3 0 歳代	性 別	男性	職 業	弁護士	住 所	東京都
	内 容	私が提案する行政訴訟改革は、全ての行政訴訟に裁判員制度を導入することである。一般市民が裁判所の判断に関与するようになれば、日本が抱えている行政訴訟問題のほとんどはあっけなく解決すると確信している。						

1 3	個人・団体の別	個人						
	年 齢	4 0 歳代	性 別	男性	職 業	弁護士	住 所	神奈川県
	内 容	1.新たな意味での行政裁判所設置の提唱。例えば(1) 行政訴訟、 国家賠償請求訴訟、 国家を当事者とする訴訟を裁く裁判所を、最高裁判所の系列に属するものとしつつも、新たに設置し、例えば、「行政裁判所」とする。(2)地方行政裁判所を、既存の各地方裁判所及びできうる限りその各支部ごとにそれらと併せて設置する。(3)その裁判官は、既に退官した裁判官や、ベテランの弁護士の中から、行政から選任・解任・報酬の面で独立した行政裁判所裁判官推薦委員会が推薦し、最高裁はこの推薦に縛られ、被推薦者名簿をそのまま内閣に提出し、内閣はそのまま任命する。(4)行政裁判所における内部の司法行政は当該行政裁判所所属の全裁判官の合議によるものとして、所長、部長その他管理者は、同裁判官らの互選によるものとする。(5)当該裁判官には、任期中一定額の給与を支払い、この給与額は任期中減額できないものとする。(6)行政裁判所裁判官は、任期中、自身の希望による場合以外、転勤がないものとする。(7)行政裁判所裁判官は、概ね60歳から70歳までの年齢のものとする。(8)行政裁判所についても、既存の高等裁判所ごとにそれと併せて高等行政裁判所を設置する。などの制度設計をすることにより、国家の裁判官ではあっても、国家から身分2.給与・職務などにおいてまったく独立した、真の意味で独立した裁判官を新たに創出することにより初めて、国家を当事者とする公正な裁判が実現できるのではないだろうか。						

1 4	個人・団体の別	個人						
	年 齢	3 0 歳代	性 別	男性	職 業	地方公務員	住 所	奈良県
	内 容	証人や鑑定人に対する質問は多くの場合、証人を不安たらしめたり動揺させたり、怒らせるのが目的のものが多くあります。本件とほとんど関係ない内容で侮辱したりするようです。正義のため積極的に出廷しやすいようにそういう部分で考え直せないでしょうか。また司法書類全般ですが、名称の差違、誤字等1文字も違ってはいけないとはいえ、それによる時間と紙資源の浪費は大変なものです。現実的に改善できないでしょうか。						

1 5	個人・団体の別	個人						
	年 齢	*	性 別	男性	職 業	*	住 所	埼玉県
	内 容	住民訴訟を本人訴訟で行ってきた者の意見と致しましては如何ほどの完璧なる法案を成立させたとしても肝心な当該裁判を執り仕切る裁判官が当該法を無視しての国家は悪事をなすとのヘツライ思想での行政擁護の訴訟指揮にて法根拠無き無条件却下を致すが実体なるの現実。						

1 6	個人・団体の別	第一東京弁護士会司法制度調査委員会						
	年 齢		性 別		団体の種別	弁護士会内組織	住 所	東京都
	内 容	1.第3条を改正し、いわゆる無名抗告訴訟（義務付訴訟、予防的不作為訴訟、規範統制訴訟及び不利益排除訴訟）の制度を置く。 2.第4条の実質的当事者訴訟について「公法上の法律関係」の概念を明確にした定義規定を設ける。 3.第9条の「法律上の利益」の範囲を緩和した文言に代える。 4.第12条の管轄を原告住所地にも拡げる。 5.第14条の出訴期間を6ヶ月に伸長する。 6.行政庁の文書提出義務規定を設ける。 7.実質的当事者訴訟と争点訴訟について、相互の手続の融通性を肯定する手続規定を設ける。 8.参加の規定を整備すべきである。 9.第27条を廃止すべきである。 10.第30条を廃止すべきである。 11.第41条2項の併合の範囲を拡大すべきである。 12.第44条を廃止するか当事者訴訟や争点訴訟、無名抗告訴訟について仮の救済規定を置くべきである。						

17	個人・団体の別	個人						
	年 齢	60歳代	性 別	女性	職 業	団体役員	住 所	大阪府
	内 容	敗訴者の弁護士費用の負担制度には絶対反対です。訴訟しようと考えても裁判費用・弁護士費用のことを考えると二の足を踏む例を多くみてきました。費用が何とか工面できても、まだまだ日本人は裁判にマイナスの感情を持ち、正義を法廷の場で争うことが少ないのです。司法の分野の力を高めるためにも裁判の入口は広く開けておくべきだと思います。敗訴者負担は裁判を受ける権利をせばめるものです。						

18	個人・団体の別	金沢大学法学部						
	年 齢		性 別		団体の種別	大学法学部	住 所	石川県
	内 容	<p>1.新訴訟法の各規定は、憲法32条の「国民の裁判を受ける権利」を実質的に保障することを旨として解釈されるべきことを、新法の目的として明記すること。</p> <p>2.一般公益の利益が、個別的利益と対立するものでないとき（換言すれば、個別的利益が一般公益に吸収されるときは、対立関係にはない。）原告適格を有する旨、条文で明記すべきである。また団体（消費者団体、環境保護団体など公益増進を目的として活動する団体）に原告適格を認めること。</p> <p>3.行政の行為形式が多様化しているので、伝統的行政処分概念に該当しない行政庁の活動形式についても、その適法性を争い得る訴訟類型を創設すること。行政立法、条例等に対する抽象的規範統制、行政庁の最終的（ないし、これと同等と評価しうる場合も含む）意思決定ないし意見表明、事実認定、行政指導に対しても、司法救済の必要があるときは、現行の処分性に替わるものとしての「司法救済適格性」があるとして、争訟性を肯定すべきである。</p> <p>4.差止め訴訟の法定化</p> <p>5.義務づけ訴訟の法定化。立法に際し、これまでのような行政庁の第一次的判断の尊重から、国民に司法救済の機会を与えることの尊重へと、視点を転換する必要がある。</p> <p>6.現行法の出訴期間は短期に失する。第三者の利害関係が存在しない行政処分については、出訴期間の制限を撤廃することも一案である（例として、申請に対する拒否処分については、出訴期間の制限を設けなくても弊害はない。出訴を遅らせて不利益を被るのは、主に申請人である。）。少なくとも、取消訴訟の出訴期間を、3ヶ月から2年間ほどに延長することを検討すべきである。</p> <p>7.裁量統制に関する現行法30条を抜本的に改めるべきである。行政庁は、当該処分をするについて、本来、事実関係を調査する義務を負い、最終的には、判断したことについての説明責任を負う筈のものであり、これらにつき訴訟上、主張、立証責任を負担する筈のものである。行政庁の裁量権の行使の適否の判断につき、行政庁が十分な事実関係を調査したか、処分の動機づけが正当であったか、平等・比例原則に叶うものであるか、はもちろんのことながら、複数選択肢のうち、当該処分を最良のものとして選択したことの合理的理由、選択結果は費用便宜の原則に叶うか、等々につき、行政庁が説明責任を果たしたときには、裁量権の行使は適法とされる旨、司法判断に際し、裁判所が審理すべき事項を明文化すべきである。</p> <p>8.訴訟が提起された場合、原則的に行政処分について執行停止の効力を認め、例外として、租税事件や国民の生命・身体・財産に著しい害悪を及ぼすおそれのある場合等は、行政処分の執行力が継続するとすべきである。</p> <p>9.執行停止に対する内閣総理大臣の異議の制度の撤廃。</p> <p>10.申請に対する仮の救済制度の創設</p> <p>11.真実が発見され、かつ国民が納得する判決が出されるためには、これまでの当事者自治を基調とする弁論主義に偏った審理方式を改め、裁判所に釈明権の行使を義務づけるか、或いは職権探知主義を採用すること。</p>						

19	個人・団体の別	個人						
	年 齢	20歳代	性 別	男性	職 業	会社員	住 所	東京都
	内 容	<p>1. 処分性や訴えの利益を大幅に緩和すべきである。現在判例が採用しているとされる「法の保護する利益説」は判例自身によってもはやその論理的正当性を失っているのみならず、裁判所の技巧的判断で処分性や訴えの利益をあたりなかつたりとどちらにも解釈しうる不透明極まりない基準である。これでは原告が予め訴えを提起する際の判断基準にもならないのみならず、その存否の判断に法廷での審理を必要とし、無用な時間の浪費と行政側の妨訴抗弁とを招く原因となっている。処分性や訴えの利益については「保護に値する利益説」に立脚して法律の条文を作り直し、その不存在が客観的にみて明白な特段の事情がある場合以外は存在を認めるようにすべきである。</p> <p>2. 昨今の自然環境保全のための訴訟では、動植物や環境そのものなど、人以外の当事者能力のない「物」を原告として“人”が訴えを提起するケースが多い。このような訴えが提起されるたびに、裁判所は補正を命じたり、ときには原告に理由を陳述させつつ、訴え却下の判決を出さなければならず、時間的なムダが多い。そこで、このような必要がなくなるように、団体訴訟を導入して個別の事件についてももっともふさわしい団体による訴訟追行権を認めつつ、人以外の物が原告となることのできないように法律上ははっきりと明記すべきである。</p> <p>3. 行政訴訟をスムーズに行えるようにするためには、行政法学を習得した者が訴訟に関与することが不可欠である。特に裁判官は訴訟当事者たる行政側の主張の当否を判断する優越的立場に立たなければならないのであるから、法理論的にも優越した立場に立つ必要がある。そこで、裁判官による行政法学の習得は不可欠であると考え、司法試験(法科大学院)での行政法必修化は当然のこと、任官試験など法的素養を試す試験の際にはすべて行政法を必修科目をすべきである。一部のエキスパート裁判官による行政訴訟の専門化が行われれば良いという考え方もあるようだが、早急に現状を変えるための過渡的な制度を構築する目的であればともかく、一部の職能集団による裁判権の独占を招来するような、国民が行政訴訟を提起する際に障碍となるような制度は目指すべきではない。</p>						

20	個人・団体の別	個人						
	年 齢	*	性 別	*	職 業	*	住 所	*
	内 容	行政側敗訴の場合には、公務員の個人責任を問うべきだ。						

21	個人・団体の別	個人						
	年 齢	*	性 別	男性	職 業	国家公務員	住 所	*
	内 容	<p>裁判官と訟務検事の交流により行政訴訟が円滑に進む部分も多く、一概に弊害ばかりとは言えません。また、法務省側の人材不足も判検交流の一因になっているのではないのでしょうか。法務局訟務部の職員のうち、訟務検事及び国税局からの出向者を除く大多数の職員は法務局の職員です。きちんとした事前研修もないまま訟務部へ配属となり、その後2 - 3年で別な部署へ異動となります。主に登記事務を行っていた職員が、訟務部配属となると突然指定代理人になり法曹資格者と対峙することになります。</p> <p>今後、行政訴訟は一層専門化を進めることが望まれ、裁判所もそれに対応して行政専門部署が必要となってくるでしょう。国の訴訟を引き受ける法務局は、訟務検事も所属し、組織で対応しているとはいえ、このような人材登用のあり方を考え直し、より専門的な人材の育成・人事を行う必要があると考えます。具体的には、訟務官試験の導入や異動サイクルの長期化、法務局の他部署との人事上の分けなどを挙げる事ができます。</p>						

2 2	個人・団体の別	個人						
	年 齢	*	性 別	*	職 業	*	住 所	東京都
	内 容	<p>現在行政事件は、行政事件訴訟法の適用を受けるものの、一般の民事事件を取り扱う裁判所で審理される結果、特に下級審段階においては、常識的にも首肯しかねる判決が少なからず見受けられる。</p> <p>その原因の一つとして、社会生活が複雑となり、生起する事象が細分化、専門化されてきているにも拘わらず、裁判所は依然民事、刑事と言う極めて概括的な区分のみで訴訟事案を分類するため、一部の民事裁判官には行政事件の特質-----特に行政処分の有する公益上の意義-----について、十分な理解を欠いている為に起因するものでないかとの疑念がある。</p> <p>行政処分の適否についての裁判所の判断は、現行の我が国の法制度の下では、当該行政分野の爾後の行政事務の執行に重大な影響をもたらすものである。仮に下級審であれ、当該処分を違法と裁判所が判断した場合は、当該行政庁としては、上級審で行政庁側の主張が認められるまでは、類似の事案につき同種の処分をすることは、-----行政庁としては当該処分をしないことが行政責任を回避することになるのではないかと疑念を抱きつつも-----差し控えるという傾向は否定し得ず、そのことにより齎される当該行政秩序への侵害の可能性は、国にとっては殆ど回復困難な損失乃至不利益となる。</p> <p>従来行政訴訟の論議に於いては、常に行政権による国民の権利侵害の可能性の面のみの議論に終始し、行政権に対する誤った司法判断により行政上の公益が侵害されると事実を目を覆ってきたことは、この際抜本的に考え直す必要が有るうと考える。</p> <p>このような事態を是正し、行政と行政権に対する抑止機能としての司法審査への信頼回復の具体策を検討することが、行政訴訟制度の見直しの根幹であろうと考える。</p> <p>以上の観点から、行政事案については「行政に対する広範且つ専門的見識を備えた専門裁判官をもって構成する裁判機関」の設置を、真剣に考えるべき時期についてはきていていると思慮するものである。</p>						

2 3	個人・団体の別	個人						
	年 齢	5 0 歳代	性 別	男性	職 業	会社役員	住 所	静岡県
	内 容	<p>行政訴訟制度については一つ一つ正確にレ・デーに対応をして個人攻撃ではなく問題点、ネック、要因、原因をしっかりとつかみ、国内外情勢、社会情勢等をかんがみ知恵を使って解決して行く事であります。</p>						

2 4	個人・団体の別	個人						
	年 齢	4 0 歳代	性 別	男性	職 業	無職	住 所	東京都
	内 容	<p>1. 行政事件訴訟法16条、19条では、関連請求(13条に定義)に限り併合できる定めである。このため、被告が同一であっても関連請求でないため、別の事件で争わざるを得ない。被告が同一であれば、民事訴訟法並みの併合や訴えの変更要件を希望する次第である。</p> <p>2. 19条による追加的変更において事件番号が付されたが、民事事件と同じく原事件番号に対する請求の拡張として事件番号付与の必要がないのではないか。</p> <p>3. 訴えの主観的予備的併合を、行政事件と民事事件(国家賠償訴訟など)で明記して認めるべきである。</p>						

2 5	個人・団体の別	個人						
	年 齢	7 0 歳代	性 別	男性	職 業	無職	住 所	神奈川県
	内 容	<p>憲法を始めとする日本の法律全体を解釈して執行する裁判所そのものの運営方法が問題視される現在、行政訴訟における陪審制度の採用は必須条件と思料する。</p>						

2 6	個人・団体の別	個人						
	年 齢	*	性 別	男性	職 業	*	住 所	千葉県
	内 容	<p>〔意見〕 行政権の違法な行使に対する国民の利益保護を第一目的としてほしい。 すべて公開を原則。 訴訟する前に中立者の評価、勝率を無料又は安価にアドバイスするシステムを望む。 簡便な制度を望む。</p>						

27	個人・団体の別	個人						
	年 齢	*	性 別	男性	職 業	*	住 所	三重県
	内 容	1.行政の不作为について、裁判所で行政に対して調停で対処できるようにパンフレットを置いて素人でも簡単にできる制度に。 2.ODAの予算を減らして誰でも法律扶助が受けられる制度に。						

28	個人・団体の別	個人						
	年 齢	*	性 別	男性	職 業	*	住 所	茨城県
	内 容	いくらお役所だからと言っても間違いは間違い このような判決がほしい そうするためには裁判官の国民的な常識が必要である。裁判官にその道に精通した人、その道で苦勞した人、その道の専門家等を補助者として当てなければだめだ。						

29	個人・団体の別	個人						
	年 齢	50歳代	性 別	男性	職 業	社会保険労務士	住 所	北海道
	内 容	国益が重視される租税等については、従来の通りで良いと思いますが全く個人の権益にすぎないものに関する労災事故等において、この不服審査前置主義は酷の感がある。例えば、労災事故の場合、被災者は一般的に経済的弱者が多いわけです。そうすると審査請求 再審査請求 訴訟に耐え得る経済的余裕及び時間的余裕がないために訴訟まで歩を進めるのは事実上、無理であると思われる。このことは憲法第32条の裁判を受ける権利を事実上、奪っているのではないかという疑いをもちます。このような事からして、国益に関係のない個人の権益にすぎない行政処分に対しては、被処分者の意思に基づき不服審査あるいは訴訟のいずれかを選択できるようにすべきである。そうすることが憲法の基本的人権の基本的理念に合致するものと考えます。						

30	個人・団体の別	個人						
	年 齢	*	性 別	*	職 業	*	住 所	福岡県
	内 容	1.個人で訴訟が簡単に出来るように、裁判所に各事件について訴訟マニュアルを備えるようにする。 2.弁護士を立てなくても訴訟が出来るようにする。 3.行政訴訟費用を安くする。						

31	個人・団体の別	個人						
	年 齢	*	性 別	*	職 業	自由業	住 所	奈良県
	内 容	1.行政訴訟の費用の問題です。送達等の為の切手代は止むを得ないと存じますが、(早く適切に裁判を決着できれば必然的に減少します) 訴訟の印紙代は最低の500円程度にすべきと考えます。 2.公共団体の財政支出の不正という名目だけではなく、公金のむだ使いなども当然対処すべきものと考えます。また、公金のむだ遣いという点でも、当然責任者である市長の責任の追及ができてあたりまえと考えます。また、住民訴訟の前提条件となっている監査請求についても、その委員の選定についての規定も設けるべきである。例えば、監査委員は市と関係のない公正でかつ法律知識を持っているものを選定すべきである。						

32	個人・団体の別	個人						
	年 齢	*	性 別	*	職 業	*	住 所	大分県
	内 容	行政訴訟をするに際しては、こちらは、弁護士は当方持ち、相手の公共団体は、最高裁まで、公費で弁護士持ち。「弁護士」の問題は、行政訴訟でも急務の問題です。						

3 3	個人・団体の別	個人						
	年 齢	5 0 歳代	性 別	男性	職 業	行政書士	住 所	鹿児島県
	内 容	<p>1. 行政訴訟では、原告と裁判官に、証拠資料等の提出請求権を認めるべきです。行政は国民のためになされるのだから、個人の秘密に関しない限り、行政情報は、公開されるではないでしょうか。</p> <p>2. 住民が行政相手に訴訟を提起し、戦いを継続することは、経済的にも、精神的にも、大変な負担になり、他人に協力を求めることは、容易ではない。国の代理人は10人にも達し、法廷では、十数人の国側代理人と傍聴人がいて、とても異様な光景だった。</p> <p>3. 訴訟の短期決着を図るため、集中審理と現地検証を取り入れる。</p> <p>4. 原告にとっては、書類作成が大きな負担になっているから、口頭による弁論を重視する。原告の行政側に対する資料提出請求権を認め、法廷における弁論で、口頭で請求できるようにする。</p> <p>5. 行政側は、最初の弁論までに、主要な証拠資料を提出し、主要な論点及び主張を開示することとする。</p> <p>6. 行政訴訟は、基本的に、公益とは何かが争われるはずだから、訴訟手数料は無料とする。</p>						

3 4	個人・団体の別	大阪弁護士会						
	年 齢		性 別		団体の種別	大阪弁護士会	住 所	大阪府
	内 容	<p>1. 行政事件訴訟法第9条を改正し、原告適格を付与すべき者の範囲を「当該処分又は裁判によって現実に不利益を受けるおそれのある者」に拡大すべきである。</p> <p>2. 現行法第3条第2項の取消訴訟の対象を「行政庁の処分その他公権力の行使」に限定せず、広く「行政上の意思決定」とすべきである。</p> <p>3. 取消訴訟における取消理由を制限した現行法第10条を削除するかあるいは「取消訴訟においては、自己の利益及び公共の利益に関する違法を理由として取消を求めることができる」旨、改正すべきである。</p> <p>4. 行政庁を被告とする取消訴訟の土地管轄を原告の住所地にも認めるべきである。</p> <p>5. 取消訴訟の出訴期間を、少なくとも「処分又は裁判があったことを知った日から6箇月以内」へと延長すべきである。</p> <p>6. 取消訴訟の提起により処分の効力、執行を原則として停止し、公共の利益のため緊急に執行を行う必要がある場合に限り、例外的にその執行を認めるべきである。</p> <p>7. 行政庁の処分、その他公権力の行使にあたる行為に対しても、その処分によって不利益を受けるものに仮の権利保護を認める仮の権利保護制度を導入すべきである。</p> <p>8. 行政庁が国民（当該処分又は裁判の名宛人以外の者を含む）の申立により、処分又は裁判をなした行政庁を確定するに足りる事項を教示する教示制度を設けるべきである。</p> <p>9. 行政庁の裁量処分の取消訴訟に関して「裁量権」の範囲を明確にするため、個々の実体法のみならず、行政事件訴訟法中に裁量処分の取消に関する具体的判断を明示すべきである。</p> <p>10. 現代型の行政事件に対応するため、行政訴訟の訴訟類型を多様化すべきである。</p> <p>11. 民事訴訟と行政訴訟の選択的提訴とその選択的・予備的併合を認めるべきである。</p> <p>12. 抗告訴訟の訴訟費用を定額化すべきである。</p> <p>13. 国の行政機関等の公金の支出、財産の取得、管理行為等に対して公金監査請求制度、公金監査訴訟を新設すべきである。</p>						

3 5	個人・団体の別	個人						
	年 齢	6 0 歳代	性 別	男性	職 業	弁護士	住 所	東京都
	内 容	<p>国家賠償法1条2項で、公務員は、「故意または重大な過失」がある場合のみ個人責任を負いません。民間会社の従業員は、「故意または過失」がある場合は、個人責任を負いますので、国家賠償法の規定は公務員個人を特に保護した態様になっており、不公平な規定です。国家賠償法1条2項の責任要件を、民法709条と同様、「故意または過失」に改訂されるよう希望します。</p>						

36	個人・団体の別	個人						
	年 齢	60歳代	性 別	男性	職 業	*	住 所	北海道
	内 容	<p>1. 行訴法3条では、「行政庁の公権力の行使」に関する訴訟を「抗告訴訟」と規定するが、具体的にはよくわからないのが実情である。何故なら、行政主体とその執行機関との区別が不明であり、さらにその権限が専決規定等により委任されている事例がほとんどである。したがって、審査庁の明示とともに行政処分の権限について、処分する場合(当事者への通知)には、具体的な行政庁及び公権力の行使者名を明示すべきである。</p> <p>2. 行訴法8条の処分の取消しの訴えと審査請求との関係については、原則として審査請求が提訴かの自由選択性とするとともに、当面すぐにも、当該処分の取消又は無効確認等の訴えの理由が憲法適合性が否かの場合については、当該処分の不服の訴えは、「審査請求」を経る必要なく直ちに提訴することを適法とすべきである。</p> <p>3. 行訴法9条(原告適格)は、「・・当該処分又は裁決の取消しを求めにつき、法律上の利益を有する者に限り、提起することができる」と規定する。しかしながら、「法律上の利益を有する者」との規定はまったく不明確な概念規定であり、司法判断もまちまちである。したがって、現行の本条の全面的見直しをすべきものとする。</p> <p>4. 国民の裁判を受ける権利を真に保障することが重要である。憲法32条は「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない」と規定する。しかしながら、生活保護受給者や低所得者層の国民も原則訴訟費用等の免除はない。これでは、国民の裁判を受ける権利が保証されているとは言えない。にもかかわらず、弁護士費用の敗訴者負担が論議されているが、本末転倒というべきである。とりわけ、行政事件において仮りに敗訴者負担制度となるなら、それは司法制度の自殺行為であり、ますます、行政府、立法府の暴走を許容することとなることは明白であり、断じて行なうべきではないと考える。むしろ、一定の所得基準以下の(生活保護基準を目安)国民に対する訴訟費用は法定免除とすべきである。弁護士費用については、法律扶助制度の拡充をすることも必要と考える。</p>						

37	個人・団体の別	個人(12名)						
	年 齢		性 別		職 業	弁護士	住 所	東京都
	内 容	<p>国及び国関連の特殊法人の違法な財務会計上の行為を是正するために、直接民主主義の観点から地方自治法に定められている住民訴訟制度と同様の納税者訴訟を導入し、納税者である国民が上記機関の違法行為を直接是正することができる制度を早急に確立するべきである。</p>						

38	個人・団体の別	個人						
	年 齢	*	性 別	男性	職 業	*	住 所	兵庫県
	内 容	<p>行政処分の無効が顕著な場合、取消し判決を待つまでもなく、無効が存在することにつき、即時取消中止の措置の実現、その措置を可能にする条規の新設を要求する。</p>						

39	個人・団体の別	個人						
	年 齢	*	性 別	男性	職 業	*	住 所	福岡県
	内 容	<p>不可解な現象が起こった場合は法的根拠明確にする司法権持った機関設置を強く要望する。</p>						

40	個人・団体の別	個人						
	年 齢	50歳代	性 別	男性	職 業	無職	住 所	神奈川県
	内 容	<p>1. 専門家(弁護士等)を介さないで、住民が気軽に司法に問題の解決を持込めるようにすること。</p> <p>2. 長い時間をかけた判決のようなものでなく、短期のうちに行政や立法から独立し、一定の権威ある機関としての法的な判断がえられること。</p> <p>3. 費用も、安価で家計に大きな負担とならない範囲であること。</p> <p>4. 司法に付随した、行政に関わる事項を扱う「法律相談所」を設けること。</p>						

4 1	個人・団体の別	個人						
	年 齢	*	性 別	男性	職 業	*	住 所	香川県
	内 容	<p>1. 公共施設の特定日時の使用に係る使用許可申請に対する「不許可」の行政処分がなされた場合に、その使用予定日時が経過すると「訴えの利益」が喪失するという理由で行政訴訟を却下しているが、この場合にも、行政処分の違法性の審理ができるように改善すること。</p> <p>2. 情報公開法・情報公開条例による行政文書の非開示処分、許認可申請に対する不許可処分などにおいて行政庁が「行政処分の公定力理論」を悪用した場合に、行政訴訟において不利な扱いを受けるように行政訴訟制度を改善すること。</p> <p>3. 取消訴訟その他の抗告訴訟における行政処分の範囲を広く認めるように改善すること。</p> <p>4. 執行停止の仮処分を認める範囲を拡大するように改善すること。</p> <p>5. 出訴期間の3か月を少なくとも6か月以上に長くすること。</p> <p>6. 行政訴訟における行政側の「勝訴率」を調査し、その異常性を検証して、行政訴訟制度を改善すること。その改善のために、市民が裁判に参加する「陪審制度」を採用すること。</p> <p>7. 行政訴訟に多い「誤判決」の救済のために「再審」のできる場合の要件を緩和すること。</p> <p>8. 裁判官を法務省など行政機関に出向させる人事制度を廃止すること。</p>						

4 2	個人・団体の別	個人（2名）						
	年 齢	*	性 別	男女各1名	職 業	*	住 所	岡山県
	内 容	<p>1. 「行政訴訟はやるだけムダ！」と言われているように、裁判官は、一方的に行政側を勝訴させている現状を統計的に調査し、そのようなことがないように行政訴訟制度を改善すること。その改善をするために、市民が裁判に参加する「陪審制度」を採用すること。</p> <p>2. 行政訴訟の誤判決の救済のために「再審」の要件を緩和すること。</p>						

4 3	個人・団体の別	個人						
	年 齢	70歳代	性 別	男性	職 業	弁理士	住 所	大阪府
	内 容	特許法の第6条の規定を改正し、同条における弁理士の訴訟代理業務に、「行政不服審査法による異議申立てに対する特許庁長官の決定の取消請求訴訟の代理業務」を加える。						

4 4	個人・団体の別	個人						
	年 齢	*	性 別	男性	職 業	弁護士	住 所	神奈川県
	内 容	<p>1. 最高裁判官の任命手続への国民の参加と最高裁判官の国民審査の民主化を図る。</p> <p>2. 司法への官僚的統制を排除し、真に裁判の独立を確保するため裁判官会議の権限回復と活性化を図る。</p> <p>3. 「司法の常識」と「国民の常識」との乖離をなくすため、裁判官の市民的自由を保障する。</p> <p>4. 裁判統制につながる個別事例を取扱う裁判官合同・協議会は中止する必要がある。</p> <p>5. 判・検交流の制度を廃止する。</p> <p>6. 当事者適格、処分性の判断につき、その是正が必要である。行政訴訟における当事者適格、処分性の問題につき、現実の裁判にあっては厳格にすぎ公正さ欠け、国民の司法アクセスを阻害している。それを抜本的に改め、国民の提訴の権利を保証することが求められている。</p> <p>7. 裁判所の体制(人的、物的体制の拡充を含む)の改善を図る必要がある。裁判所の人的体制、すなわち裁判官はもちろん、書記官以下の職員につき人的拡充をはかり(速記官制度は拡充こそ必要で、廃止、削減は論外) それとの対応で物的体制も拡充することが必要。</p> <p>8. 国側指定代理人制度を見直し、改善を図る必要がある。訟務検事制度の見直しを図り、国側指定代理人も弁護士のみからの選任にするなど具体的改善を図る必要がある。</p> <p>9. 証拠の偏在の是正を図り、迅速・公平な裁判を実現する必要がある。証拠開示制度の導入、情報開示義務の法定化、文書提出義務の範囲の拡大、公務文書に係る文書提出命令の拡充強化、証拠保全の要件の緩和が実現されなければならない。</p> <p>10. 迅速で充実した審理を目指して、早期かつ柔軟な審理計画の策定、集中証拠調べ、大量原告の個別立証の工夫が行なわれるべきである。</p> <p>11. 国民の司法へのアクセスを確保するため法律扶助制度の拡充、提訴手数料(貼用印紙代)の低額・定額化、訴訟救助の基準額の引上げは必須となっている。</p> <p>12. 弁護士報酬の敗訴者負担は絶対に導入すべきではない。</p>						

4 5	個人・団体の別	個人						
	年 齢	*	性 別	男性	職 業	*	住 所	福岡県
	内 容	<p>1.どのように行政訴訟が改革されるのかを、国民に分かり易く説明してください。</p> <p>2.行政訴訟制度をとやくと言う前に地方自治法で定める住民監査の制度の在り方に本題があると思います。法令上の重要な案件を審議する監査委員の資質に問題があるといえるのではないのでしょうか。監査請求の判断の結果住民訴訟にいたるのですから、監査委員がその重要性を認識しなくてはならないと思います。</p>						

4 6	個人・団体の別	個人						
	年 齢	50歳代	性 別	男性	職 業	行政書士、社会保険労務士	住 所	広島県
	内 容	<p>行政訴訟については、原則として、憲法及び行政法と関係法規を学んだ行政書士に解放すべきでしょう。現在弁護士や司法書士が会社等の設立手続をして、許認可申請段階で変更手続を執らないといけないものが沢山あります。法律一般の専門家であることにより、実は何もわからない専門家が法制度上はびこっている現情です。それぞれの専門家に開放すべきです。</p>						

4 7	個人・団体の別	個人						
	年 齢	80歳代	性 別	男性	職 業	無職	住 所	東京都
	内 容	<p>1.行政事件訴訟法に定める適格条件は原告が「法律上の利益を有する者」であるが、利益について同法に説明的な定めはない。裁判所は判例に基づき司法上の判断を行って一貫性を保っているようである。現状において大きな解釈の転換を求める事は難しいと解される。判例は、「当該処分を定めた行政法規が(中略)個々人の個別的利益としても保護すべきものとの趣旨を含むと解される場合には(中略)法律上保護された利益にあたり(中略)原告適格を有する」とし(平成元年2月17日最高裁判決)、そこが見極めの分岐点である、とするが、全ての行政法規に具体的記載があるわけではなく、殊に古い法規にはその配慮はない、のが実情ではないかと思われる。私の意見は、立法府に、従前の「利益」の司法判断によって所謂門前払いとなった行政訴訟ケースの社会に与えた影響の評価を行って頂いて、同じ立法府で、個別の行政法規ごとに、若しくは行訴法の総括定義の方法により、何等かの改善をおはかり頂くのが適当な時期に来ている、と考える。また、地方公共団体も条例の制定・改正に際して同じ方針で臨まれることを希求する。</p> <p>2.行訴法制定以後の社会環境の変化も考慮に入れて行政訴訟制度の見直しを考えるべき時機に在ると考える。殊に昨年より地方行政は中央行政からは不干渉が原則となって、それだけ地方公共団体の長の裁量権は実質増大した、と認められる。しかし地方公共団体内部の自主的矯正力・監査力及び地方議会の牽制力は中央より弱く粗雑で所謂ARBITRARYに流れ易く、その状況に対する報道機関の注視力も中央行政に比して遥かに弱いと申せます。私の考えは、行訴法の運用面を i)中央政府に対する行政訴訟 ii)地方公共団体に対する行政訴訟 更に iii)は都道府県と市町村とに区分するのが適当でないかと考える。その上で、下流地方公共団体になればなる程市民生活と直結する行政事項が多い事を考慮し、原告適格の利益の範囲や処分性の限界を引き下げる措置がとれないであろうか、と考える。</p> <p>3.訴訟費用について、現状では弁護士報酬が主要部分を占めるが、極力少額で済むのが望ましい。行政訴訟の場合、原告は私費で負担するのに対し、被告は公費で賄うことができる。公費の源泉は原告も納付している税金であり、バランスに不公平感が残る。よって、被告については公費支出に或程度の限度を法制上設けることが出来ないか。原告については保険に近い経費補給制度を創設できないか(もとより、濫用防止のスキームを備える必要はある。)訴訟費用を敗訴側負担にせよとの意見もなきにしもあらずと伝えられるが、行政訴訟の提起意欲にブレーキをかける結果となり、賛成できない。</p> <p>4.陪審制度は、行政訴訟については、特に地方公共団体に関するものについては、政治に関連する陪審員出現の虞れもあり、賛成できない。</p> <p>5.行政不服審査法及び地方自治法の住民監査請求の規定は有力なチェック制度であると思われるが、前者については上級行政府がないとき、後者については常に、処分庁と同じ役所が審査をすることとなるので、特に市町村の首長の裁量権に属する事件の場合身内の審査、もしくは人事権を有する者に対する審査となり、公正を期し得るか疑問がもたれるのは残念である。</p>						

4 8	個人・団体の別	個人						
	年 齢	*	性 別	男性	職 業	*	住 所	東京都
	内 容	<p>1.国民が主体となり、官僚が公僕となるためには、官僚への監視を強化するに止めず、行政行為、特に行政庁の裁量権の踰越、濫用によって生じた国民の権利侵害を回復する機関の強化（ADRを含む）と共に行政による被害救済の途を広く国民に啓蒙する時である。此処に、行政訴訟をより国民に身近なものとし、何人（難民等外国人を含む）に対しても制限を設け又は行政行為に適用除外があることを許されないことが大切である。</p> <p>2.行政行為が国民、企業等国家全体に大きく関与しているにもかかわらず、余りに行政機関が複雑多岐にて国民、企業になじめぬものとして行政訴訟を困難なものにしているのであれば、国民、企業の身近な法律家であり且行政に熟達した弁護士、行政書士等を行政訴訟に参加させ活用する時に至っている。</p>						

4 9	個人・団体の別	個人						
	年 齢	*	性 別	男性	職 業	*	住 所	東京都
	内 容	<p>1.行政事件訴訟を提起する場合は、訴訟上の救助の制度とは別の特例扱い(考え方)で、訴えの提起の手数料を原則として納付不要(猶予)とする。原告側が真面目に訴訟手続を進行しない場合は、裁判長はこの特例扱いを取り消し直ちに納付を命じ、納付しない場合は、その訴えを「却下」する。</p> <p>2.全国の高等裁判所所在地の地方裁判所に、すべて、東京地方裁判所のように行政部を設ける。</p> <p>3.行政事件訴訟ではいわゆる「和解」は理論上むづかしいものかも知れないが、実質的な「和解」を行政部では積極的に進めてもらいたい。</p> <p>4.税金訴訟で多いようであるが、すでに立法的に解決された法律上の争点について、長期間争うことはどうであろうか。また、概して、東京地方裁判所(行政部)以外の行政事件の判決には、時間をかけた長文の判決が多いように思う。行政事件の判決は当該事件のみにとどまらず、その影響は全国的に波及するから、慎重になるのは分かるが、これも学問上の価値は別にしても、一考を要する点ではないだろうか。</p>						

5 0	個人・団体の別	個人						
	年 齢	30歳代	性 別	男性	職 業	フリーアルバイト	住 所	大分県
	内 容	<p>1.国民の側からでは、行政訴訟の仕組や行政のどの担当者を訴訟対象者にすればよいのかわかりません。</p> <p>2.原告適格が裁判所によって厳密に審査される為に、行政側の責任や是正を求めるにしても、国民から見て、難しく、わかりにくい制度です。民事訴訟法の原告の定義をそのまま行政事件訴訟法に取り入れた方が、原告の資格がわかりやすくなる。</p> <p>3.国民の権利や利益を救済する為に、行政事件訴訟法はありますが、法律の条文や解釈の仕方が難しく、わかりにくい法律です。まず、行政事件訴訟法の改正をして貰いたい。行政事件訴訟法の抗告訴訟、当事者訴訟、民衆訴訟、機関訴訟の定義をわかりやすくして戴きたい。</p> <p>4.地方裁判所でも行政事件専門の部署を作って、民事事件と区別して審理を担当すべきです。</p> <p>5.現代の制度では、民事事件と併行して裁判所が訴訟審理を担当しますので、期間が長くなります。その為に国民の訴訟に対する負担がかなり大きくなっています。これを解消する為にはまず、審理期間を設けること。</p> <p>6.訴訟費用を安価で訴状の形態も簡素で分かりやすいものに変えるべきです。</p> <p>7.行政機関における裁判外紛争処理の仕組を作るべきです。比較的複雑でない行政事件を扱い、高度で難しい事件を行政事件として、裁判所での審理の対象にするように制度を改正して下さい。</p> <p>8.行政不服審査制度も機能を強化して、国民が行政訴訟に積極的に参加出来るようにするべきです。</p> <p>9.弁護士法第72条の問題があります。弁護士で無い者に法律事務、不服申立が通常、出来なくなっております。隣接法律専門職種の各士業に法律事務、官公署に対する不服申立の権限を認めて欲しいと思います。</p>						

5 1	個人・団体の別	個人						
	年 齢	*	性 別	男性	職 業	大学教員	住 所	*
	内 容	<p>1.行政訴訟制度は主権者である国民のために存在するのであるから、行政訴訟法上に、この理念を示すとともに（いわゆる情報公開法1条参照）、国民の権利救済及び行政の適法性確保を目的として行政訴訟法が制定された旨を明記すべきである。</p> <p>2.行政訴訟と民事訴訟との関係については、基本的には訴訟手続に関する一般法としての民事訴訟法に依拠すべきであるが、ますます肥大化、専門化する傾向にある行政に対する司法のチェック機能強化の見地から、詳細な内容を規定した「行政訴訟法」を制定する必要がある。</p> <p>3.抗告訴訟の対象は、行政行為以外の通達等内部行為と言われるもの、行政計画段階におけるもの、不特定多数者に関する一般的措置などについても、可能の限り前向きに検討し、規定すべきである。</p> <p>4.原告適格の第三者への拡充は、判例は事案によりやや広く解してきているが、十分ではない。立法上、拡充したうえ、規定を設けるべきである。</p> <p>5.証明責任は、行政の専門性、証拠資料の行政庁への偏在の状況を直視するとき、原則として行政庁に証明責任を負担させる方向で検討し、その旨の規定を設けるべきである。判例も若干の配慮はしているが、十分ではない。</p> <p>6.行政訴訟の一般化、増大化傾向に照らし、(1)大学法学部の履修科目及び司法試験の受験科目として、いずれも行政法を必修とし、かつ、(2)裁判官任官後の出来るだけ初期段階(合議体の左陪席の段階)において、必ず、裁判官に行政訴訟の経験を積ませるべきであると考え(そうすれば、ひいては巡回裁判所の構想は不要となる)。</p> <p>裁判所と法務省(訟務局)との交流について、批判的見解もないではないが、それは職責に関する意識の切り替えの問題であり、意識の切り替えに支障は無いといってよい。むしろ得難い知識、体験を得ることができるのであって、いわゆる法曹一元の見地から考えても、それは推奨されるべきであると考え。</p> <p>7.審理の迅速化について、行政訴訟の処理に関し、一般的に言って、最高裁判所における審理期間が長すぎると考えられる。同裁判所における審理促進の方策を検討する余地があるように思われる。</p>						

5 2	個人・団体の別	個人						
	年 齢	*	性 別	男性	職 業	*	住 所	新潟県
	内 容	<p>1.出訴期間について、現在は、期間内に、訴状等を裁判所に提出した時点をもって裁定することになっており、郵送に要する期間も参入することになっていますが、上訴を含む出訴に限り、これを排し、期間に参入しないで欲しい。</p> <p>2.現在、裁判官は3年程度で交代転動しているようですが、裁判官は、公選制にし、その管内での住民投票(3年程度毎)による選定してもらいたい。現在の段階では、住基ネットは行政庁の手にあり、行政庁も、被告となるものでありますから、裁判官の個人情報、判決まで、訴訟中、氏名等の公表はしないで欲しい。</p> <p>3.訴訟関係書類の送達については、郵送費用が大きいので、簡易書留で十分ではないかと思えます。</p> <p>4.訴訟維持には、多少の経費が掛かるものでありますから、第1回公判以外、裁判所の都合のみによる公判等への出頭要請に応じない場合等、不出頭の場合の訴訟取り下げの抑制は廃止とすべきであります。つまり、取り下げは、あくまで本人の自由意思にすべきであり、このような場合は、本人意思確認の上、結審とすべきであります。</p> <p>5.行政不服審査法第58条における「はじめから」について、この規定は、第57条のすべき不服申立についての教示の義務についての瑕疵を救済するのが目的でありますから、「はじめから」とは、教示後、申立書を提出した時を期間の「はじめ」とするものでなく、不服申し立て可能であることを教示しない場合も存在するので、申し立て「期間の始め」と解すべきであります。いずれにしても、具体的に表現すべきであります。</p>						

5 3	個人・団体の別	個人						
	年 齢	60歳代	性 別	男性	職 業	農業	住 所	群馬県
	内 容	<p>1.簡単な手続きでディスカバリまたインターロガトリーズができないものでしょうか。</p> <p>2.行政オンブズマン制度も国、地方問わず広く設置されるべきかと思えます。公開請求の費用も含めて検討していただきたいと思えます。</p>						

5 4	個人・団体の別	個人						
	年 齢	5 0 歳代	性 別	男性	職 業	税理士(大学院客員教授)	住 所	神奈川県
	内 容	<p>1. 税務訴訟について、被告国側は、指定代理人として税務当局の専任者（訟務官）が配置され訴訟遂行していることや裁判所によっては、税務当局から調査官が選任されて裁判官を補佐している現状の税務訴訟システムは、原告側には当然不利であり、当事者対等の力関係のバランスがとれておりません。そこで、特許事件で弁理士が訴訟代理権を有するように税理士にも一定の条件で訴訟代理権を付与する方策を検討していただきたいと思います。</p> <p>2. 税務訴訟の和解は、納税者の権利救済機能を有するものとして、是非その導入方を検討していただきたいと思います。</p> <p>3. 税務訴訟で、諸外国に見られる一定の執行停止制度の導入が必要である。</p> <p>4. 国税不服審判所での審査請求事件に関連して、諸外国に見られるように紛争の早期解決という観点から当事者の和解制度や原処分庁への差し戻しができる制度の導入が必要であると思われます。さらに、 国税不服審判所の位置づけを、地方税の不服事案もあわせて審査できる「税務審判所」として国税庁（及び当該自治体）から独立した機関（国家行政組織法でいう委員会レベル）として構築する必要があると思われます。また、審判官に韓国等で見られるような税理士等の民間人から非常任審判官として登用することが必要です。次に、審判官がほとんど原処分庁と同じレベルの行政組織から任用されているという問題です。これでは、納税者・国民からは公正な審理機関としての信頼を得ることは難しいと受け取られております。この機会に、ドイツや米国で見られるような特別の行政裁判所（ドイツは財政裁判所、米国は租税裁判所）を導入して、裁判官に税理士等の民間人を登用することも検討されるべきと思われます。</p> <p>5. 行政に対する苦情処理のための第三者機関の設置について、行政機関から独立し、第三者機関としてふさわしい裁定者（オンブズマン）制度を構築する必要があります。これは、訴訟社会の弊害にも対応できるという利点もあることから、前向きに検討されるべきだと思います。</p> <p>6. 税務に関する苦情処理制度（納税者保護担当官）について、一般型の苦情処理制度（一般オンブズマン）導入から特定の行政別に対応する苦情処理制度（特定オンブズマン）の導入まで、高度情報化時代に対応した国民の不満を受付処理する制度の導入は世界の趨勢でもあり、わが国でも早急な検討が望まれます。</p>						

5 5	個人・団体の別	個人						
	年 齢	*	性 別	男性	職 業	*	住 所	島根県
	内 容	行政訴訟制度の手続きは簡単にしてもらいたい。						

5 6	個人・団体の別	個人						
	年 齢	6 0 歳代	性 別	男性	職 業	自営業	住 所	静岡県
	内 容	<p>1. 事件によっては、必ずしも「不服審査前置主義」によらず、直接に公正なる司法的判決がなされるような方法はないでしょうか。</p> <p>2. 「少額裁判制度」のように簡便、迅速にとまではならないまでも、そして判決の影響力は多大といえども、可能な限りで公正なる司法的判決がなされるような制度は考えられないでしょうか。もしくは改正や拡充された「法律扶助制度」に、さらに行政訴訟における「法の支配」の基本理念の下に、何らかの原告に対して扶助方法が設けられないのでしょうか。</p> <p>3. 事件によっては、刑事訴訟法による国選弁護人制度があるように、不当な行政処分による庶民の権利侵害に対しては、非力な原告がサポートされるような手段の必要性はないのでしょうか。あるいは民事の行政訴訟を裁く場合の仕組みにおいても、職業的裁判官以外の構成も考えられないのでしょうか。</p>						

5 7	個人・団体の別	個人						
	年 齢	8 0 歳代	性 別	女性	職 業	*	住 所	千葉県
	内 容	<p>1. 行政訴訟の分野にこそ裁判官だけでなく一般の社会人の意見、判断を集約する陪審員制度のような形を導入して、スピード化もあわせて計ってほしいと思います。</p> <p>2. 個人が負担しなければならない費用に関しては、国民全員に行政に対する訴訟の機会が容易に与えられるようあらかじめ行政訴訟保険のようなシステムを用意してほしいと思います。</p>						

58	個人・団体の別	個人						
	年 齢	80歳代	性 別	男性	職 業	公認会計士	住 所	福岡県
	内 容	1.行政訴訟というものは、個人でこれを遂行することは、至難のわざであり、団体闘争(共同訴訟)として、辛うじて、その意味を持っていたと言える。 2.財産権が、侵害されようとするとき、又は、侵害されたときに、容易に不服を申出ることが出来る機関がないと思われるので、簡易に救済できる制度が必要と思います。						

59	個人・団体の別	個人						
	年 齢	50歳代	性 別	男性	職 業	司法書士	住 所	北海道
	内 容	1.法務省(局)の訟務を経験したことのある裁判官には行政訴訟を担当させないというルールを明確にすること。 2.法務省(局)の訟務担当スタッフを必要最低限の数に留め、被告である行政庁も訴訟代理人として弁護士に委任することを原則とすること。 3.「国を当事者とする場合に、法務大臣が国を代表する」とする取扱を止めて、行政庁が直接訴訟を担当するようにすること。						

60	個人・団体の別	東京都行政書士会						
	年 齢		性 別		団体の種別	東京都行政書士会	住 所	東京都
	内 容	1.抗告訴訟についても民衆訴訟の発想にならって広く一般国民による、違法な行政行為を是正させるための道を開くべきであり、現行「原告適格規定」を改め、より一層適格性を幅広く認めて納税者たる地位を有する者の提訴を可能とすべきである。 2.民衆訴訟が提起できる種類は如何にも限定的であって、国民による広汎な行政庁等の機関による違法行為のチェックシステムとしては貧弱そのものであるから、法治主義、国民主権の法理の下での制度として適切で妥当なものに改善することが急がれる。政府や公共団体の不正な公金支出等に対する是正を求める「納税者訴訟」制度導入のみならず、あらゆる行政庁等公共機関の広範な違法行為の是正を求める訴訟機会を広く一般国民に与える訴訟制度を導入することを要望する。						

6 1	個人・団体の別	主婦連合会					
年 齢		性 別		団体の種別	消費者団体	住 所	東京都
内 容	<p>1.我が国の行政訴訟提起件数は一審地裁レベルで年間1800件前後と、諸外国に比べると圧倒的に少ない。このような数字が我が国の行政活動が適正に行われていることの現れであればよいのですが、私たち市民の実感はそのような評価とはおよそかけ離れています。むしろ、この数字は、司法が行政活動の適正をチェックする機能をほとんど果たしていないことの現れとして受け止めるべきでしょう。また、行政訴訟は勝訴率が低いだけでなく、時間がかかることも訴訟提起を困難にしている要因の一つであることは申すまでもありません。</p> <p>2.行政事件訴訟法の改革は、もっと多くの行政訴訟が提起されること、そして、より多くの原告勝訴判決が出ることを大きな方向として行われるべきだと考えます。</p> <p>3.行政訴訟は市民にとって充分にアクセスしやすい訴訟制度である必要があると思います。たとえば、ファクスでの訴訟提起が認められるべきでしょうし、はがきや口頭での訴訟提起も認められてよいのではないのでしょうか。</p> <p>4.提訴手数料の更なる低額化をはかると同時に、行政訴訟については定額制の導入が必要です。</p> <p>5.法律扶助の拡充とその適用範囲の拡大は国民の裁判を受ける権利を保障するものであり、行政訴訟の原告に対する法律扶助を充実させるべきです。</p> <p>6.民事訴訟において弁護士費用の一般的敗訴者負担制度は原則的に導入することには強く反対しますが、行政訴訟についても敗訴者負担制度を導入する基礎を欠いており、導入の理由は全く存在しないと考えます。導入するとすれば、行政訴訟については片面的敗訴者負担制度を認めるべきです。</p> <p>7.原告の住所地における管轄裁判所でも提訴出来るよう、早急に改められるべきと考えます。</p> <p>8.現在の行政事件訴訟法9条の「法律上の利益を有するもの」を「現実の利益を有するもの」に改めるなどして、その間口が広がることが必要と考えます。また、たとえば、消費者団体が消費者一般の利益のために提訴するなど、消費者団体や環境団体などのうち、一定の条件を備えた団体に原告適格を認めるという団体訴権を、行政訴訟についても認めるべきだと考えます。</p> <p>9.行政訴訟で争える行政の行為の範囲をもっと拡大して、市民の権利救済が容易に図られるよう工夫をすべきです。</p> <p>10.訴訟を提起すると原則として処分の執行が停止されるようにして、行政訴訟を提起して権利救済を図ろうとする努力が無意味にならないような工夫がなされるべきと考えます。</p> <p>11.取り消し訴訟の出訴期間について、現行法では「処分又は裁決があったことを知った日から3ヶ月以内」、「処分又は裁決の日から1年を経過したときは、提起することが出来ない」等としていますが、行政訴訟の場合は、いずれの期間も短すぎるのではないかと思われるところです。</p> <p>12.実効的な証拠開示制度の導入、情報開示義務の法定化、文書提出義務の範囲の拡大、公文書に係る文書提出命令の拡充強化、証拠保全の要件緩和等は、民事訴訟制度改革の課題でもありますが、行政訴訟の分野は証拠の偏在が構造的に明白な分野ですから、これらに加え、少なくともフリートーカー参考資料13頁アで指摘されているような制度が導入される必要があります。</p> <p>13.行政事件訴訟法30条の行政庁の裁量処分が取り消せる場合が制限されている規定を改正し、行政庁が初めから有利な立場に立つという行政訴訟の在り方を改める必要があると思います。たとえば、少なくとも行政庁は自己の行った裁量処分の適法性、妥当性について訴訟の中で合理的な説明を行う義務を負うべきと考えます。</p> <p>14.法務省に出向して訟務検事となり、国の代理人として活動した裁判官が、裁判所に戻って行政事件を取り扱うといった運用や、行政官庁に出向した裁判官が裁判所に戻って行政事件の専門部に配置されるといった運用は、それが事実であるとするならば、現在の裁判官制度を前提とする限り、裁判官に「行政庁の判断は基本的に合理的である」という認識を与えてしまう危険性が高いと思います。したがって、このような人事交流の在り方についても実態を明らかにした上で改められるべきと考えます。</p> <p>15.行政訴訟の重要な役割が行政の違法活動をチェックすることにある点を考えるならば、行政事件は国民の司法参加が必要とされる優先度が高い分野であり、裁判員制度の導入が検討されるべきと考えます。</p>						

6 2	個人・団体の別	個人						
	年 齢	5 0 歳代	性 別	男性	職 業	司法書士	住 所	北海道
	内 容	<p>1. 「行政訴訟法」制定に向けて不断の努力を重ねていただきたい。行政訴訟には、民事訴訟とは異なる独自の役割が存在するのであるから、その役割を十全に果たしうる内容を網羅した法律の制定が必要である。</p> <p>2. 訟務検事を経験した裁判官が行政訴訟を審理する場合、忌避規定を行政訴訟法（行政事件訴訟法）の中に置き、こういう場合は忌避の対象となると明確にすべきである。</p> <p>3. 訴訟類型試案</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 行政機関の不法行為の取消、差止、無効確認を求める訴訟（抗告訴訟に該当）</li> <li>2. 行政機関の不作為行為の履行を求める訴訟（義務付訴訟に該当）</li> <li>3. 行政機関の不当な行為に関する訴訟（当事者訴訟、国家賠償請求、損失補償に該当） 金銭の支払いや財産の引き渡しの命令、特定の条件、期限付きないし条件、期限なしの作為ないし不作為の命令が判決として示される</li> <li>4. 行政契約に関する訴訟</li> <li>5. 法律が行政訴訟の対象と特に規定している訴訟（民衆訴訟、機関訴訟に該当）</li> </ol> <p>4. 差止訴訟、義務付訴訟の法定化。</p> <p>5. 「行政の一次的判断権の尊重」という考えを否認する。行政の一次的判断の適法・正当性を判断するのが司法の使命であることの確認。「公定力」の相対化、執行不停止原則の不採用、職権主義の拡大。</p> <p>6. 行政の処分性、高権性により原告適格を制限するという考えをやめる。</p> <p>7. 団体訴権を認めるべきである。例えば、司法書士会あるいは司法書士からなる団体に民事法務行政の違法、不当の是正を求める訴訟の団体訴権を認めるべきである。税理士等も同様に考えられる。</p> <p>8. 政令以下の法令、事業規制、計画行政、個々の営業認可、環境規制、土地利用規制、公正競争、行政指導、公共建設事業、政府への納入契約等、対象適格を拡大する。</p> <p>9. 管轄を原告の住所地とする。</p> <p>10. 不服申立期間、出訴期間について、最低限六ヶ月に延長すべきである。</p> <p>11. 仮命令の制度を創設する。総理大臣の異議制度は、憲法違反の疑いがあるので廃止する。請求が認諾された場合仮執行宣言をすることができるようにする。</p> <p>12. 事情判決の制度は止むを得ない面があるが、違法な行為により損害を与えたことも事実なので、事情判決を下す場合は、損害賠償命令とセットにした判決を可能にすべきである。</p> <p>13. 行政訴訟においても裁判上の和解を認めるべきである。</p> <p>14. 訴訟について教示制度を置くことは不可能ではないし、また必要である。さらに、裁判所内に（訴訟審理を担当しない裁判官による）「教示官」とでもいった制度の創設も検討に値する。</p> <p>15. 将来の行政訴訟法制定の中で立法すべき事項として、現在、国家賠償と損失補償を巡る訴訟は、民事訴訟として行われているが、これを行政訴訟の範囲に含むこととし、両者を一元化する。</p> <p>16. 将来の行政訴訟法制定の中で立法すべき事項として、行政法の専門家(学者が望ましい)を裁判官に加える外人参審制を導入する。</p> <p>17. 将来の行政訴訟法制定の中で立法すべき事項として、オンブズマン制度を導入し(国会による指名、15名程度、が望ましい。) オンブズマンに行政訴訟の原告適格を認める。</p> <p>18. 将来の行政訴訟法制定の中で立法すべき事項として、民事訴訟と行政訴訟の配分について、国あるいは地方公共団体といった公的機関に対する訴訟は行政訴訟とすべきである。現在、民事訴訟として行われている国家賠償請求訴訟や損失補償請求訴訟も行政訴訟の中に含むべきである。</p> <p>19. 将来の行政訴訟法制定の中で立法すべき事項として、行政訴訟の審理充実のために、最高裁判所の下位裁判所としての「行政裁判所」制度の検討を行うべきである。</p>						

6 3	個人・団体の別	個人						
	年 齢	6 0 歳代	性 別	男性	職 業	会社代表取締役等	住 所	福岡県
	内 容	<p>1. 行政評価局の行政苦情相談、行政不服審査にしても、身内判断、審査的なやり方では、根治処置にならずインサイダー処理では再発は防げない。</p> <p>2. 行政訴訟の1 審又は2 審に参審、陪審を入れ、裁判指揮判断と事実認定を補強すべきである。</p> <p>3. 行政書士は、行政法や行政手続きに精通し役所仕事を業としており、市民感覚との接点に立つ、守秘義務をもつ公的職種でありもっと活用すれば大きな改革負荷を掛けなくても行政訴訟改革は進むのではないか。</p>						

6 4	個人・団体の別	個人						
	年 齢	30歳代	性 別	女性	職 業	大学教員	住 所	岩手県
	内 容	<p>1.行政訴訟制度改革は、現行行政事件訴訟法の全面改正、より理想的には行政訴訟法制定を主とし、裁判所制度の見直し、法曹養成制度改革、裁判官任用のありかたの見直し、大学・大学院・司法修習における法学教育の徹底などを縦として、総合的に行われなければならない。</p> <p>2.行政事件訴訟法改正ないし新訴訟法制定について、「裁判を受ける権利」を重視するという当たり前のことから始めるべきである。現行制度では、「事件性」、「紛争の解決」、「法律上の争訟」といった縛りがあまりにもきつすぎて、行政事件として裁判ベースに乗せるだけで一苦労である。つまり個別法ないし現行行政事件訴訟法が明示的に許す訴訟類型にあてはめること、その上で類型ごとに訴訟要件を必要以上に厳格に要求し、結果的に国民の救済と法治行政の貫徹にはおかわりをしてきたのである。</p> <p>3.「行政庁の処分」とは「行政法規（給付決定の場合には内部規則に基づくものも含む）に基づく対外的に効力のある行政判断」とし、「計画・告示なども、国民の権利義務を確定する効果を有する限り、行政の意思が明確に示された段階においてすでに処分として争えること」、「給付行政関係ではいわゆる要綱に基づくものも司法判断を受けること」とすべきであろう。</p> <p>4.原告適格について、現実の不利益を受けるおそれがある者およびいわゆる第三者への原告適格の拡大を明示する必要がある。たとえば「処分の法的効果によって自己の権利利益を侵害された者」、「処分の存在を前提とした行政機関の活動によって自己の権利利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者」、「処分の存在を前提とした第三者の行為によって自己の権利利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者」などを明文化すべきであろう。</p> <p>5.無効確認訴訟は取消訴訟の出訴期間徒過後の代替訴訟形態であると同時に、差止訴訟の代替、争点訴訟の一部代替などの意味があると思われるが、これら代替物としての性格のゆえに、「補充性」が過度に重視されて無効確認訴訟の正面からの利用が妨げられてきたことを遺憾に思う。その中でも無効確認訴訟の利用場面を増やすことに意を用いてこそしかるべきではないか。</p> <p>6.執行不停止原則を逆転させ、原則停止とすべきであろう。抗告訴訟が拡大された暁には、仮差止め、仮命令を是非盛り込むべきであるし、また争点訴訟においては仮処分を認めるべきである。</p> <p>7.（第三者による請求を含む）処分義務付訴訟、（同）予防的不作為訴訟を当然とし、給付訴訟、規範統制訴訟、行政立法取消訴訟などにまで、抗告訴訟の類型を拡大すべきである。このようにすれば、「不作為の違法確認の訴え」は廃止されることになる。</p> <p>8.行政訴訟改革の目玉はやはり立法にあり、できれば民事訴訟法から切り離された行政訴訟法なる新法制定ということで動いてほしい。行政法独自の存在意義に基づき、民事訴訟法の枠組みにとらわれない発想が求められる時期にきていると思われる。なるだけ行政訴訟の枠組みで解決する方策を提示し、それが難しい場合にのみ、最終手段として民事的手法を妨げないという姿勢を貫徹させるべきである。</p>						

6 5	個人・団体の別	個人						
	年 齢	70歳代	性 別	男性	職 業	無職	住 所	東京都
	内 容	<p>1.司法の行政に対するチェック機能を強化するには行政処分だけでなく、行政行為（計画立案、計画決定、行政裁量等）も訴訟の対象とすることが必要である。</p> <p>2.関係住民や自然物も当然の利害関係者であるから原告とすべきである。</p> <p>3.公共事業には数十年まえに計画決定した事業が多数あり、関係住民に不当な権利制限を与えている。これらの計画について違法性を争えるようにすべきである。</p> <p>4.訴えの利益について、「法律上の利益」についての法解釈を訴えた住民の立場にたって判断すべきではないか。</p> <p>5.出訴期間は決めないこと。</p> <p>6.原告適格が認められた場合一定期間事業を執行停止することが必要である。総理大臣の異議申し立てこそ行政優位、行政の国民支配そのものであり、憲法違反ではないか。</p> <p>7.団体訴訟を可能に。</p> <p>8.行政を被告とする行政訴訟及び民事訴訟にも裁判員の導入を。</p> <p>9.集団訴訟の場合は原告一人一人から手数料をとるのではなく一人とすべきである。その場合は必要な原告への通知は団体にすることとする。</p> <p>10.弁護士費用敗訴者負担制度は導入すべきではない。</p>						

6 6	個人・団体の別	個人						
	年 齢	6 0 歳代	性 別	男性	職 業	無職	住 所	岡山県
	内 容	被告又は原告の希望があれば裁判官の中に公募の陪審員を加える。陪審員の数は「5」とか「7」の奇数とし、その多数意見をもって一裁判官扱いとする。裁判結果については陪審員の意見として公表する。上告審において、裁判の継続制と陪審員の必要性から一審で希望した者は高裁、最高裁においても同一人を指名希望出来るし、変更も出来る。下級審において、陪審員がない場合も希望があれば上級審に陪審員をつけられる。						

6 7	個人・団体の別	東京税理士会サービス貿易自由化及び規制緩和対策等対策室						
	年 齢		性 別		団体の種別	税理士会内組織	住 所	東京都
	内 容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 租税関係は、納税者の選択により、必ずしも不服申立てを経ない場合であっても、取消訴訟が提起できる道をひらくことを検討すべきである。</li> <li>2. 取消訴訟の出訴期間については伸長すべきであると考える。</li> <li>3. 取消訴訟が提起された場合に訴訟提起に相当の理由があると裁判官が認めた時は、処分の効力、処分の執行または手続は一時停止することとすべきである。</li> <li>4. ドイツの財政裁判所の例にならい、我が国の行政事件訴訟においても、国民の健全な社会常識を反映させるために、市民から選ばれた一定数の参審員を登用すべきである。</li> <li>5. 平成16年より開設される法科大学院において租税法を必修科目とすること、及び司法修習における租税法の教育をより充実させる等の措置が望まれる。</li> <li>6. 指定代理人制度については、廃止を含めて見直すべきである。</li> <li>7. 国税庁職員が裁判所調査官として出向する制度は見直すべきである。</li> </ol>						

6 8	個人・団体の別	秋田弁護士会						
	年 齢		性 別		団体の種別	弁護士会	住 所	秋田県
	内 容	現行法12条によれば、行政庁を被告とする取消訴訟に関して、当該行政庁の所在地の裁判所を管轄裁判所と定めています。しかし、これでは、地方の国民にとって提訴は重い負担となることが避けられず、司法の行政に対するチェック機能の強化にそぐわないと考えます。したがって、上記管轄に加えて原告の住所地を管轄する裁判所（少なくとも当該地の地方裁判所本庁）にも管轄権を認めるべきものと考えます。						

69	個人・団体の別	個人(9名)						
	年齢	*	性別	男8、女1	職業	*	住所	東京都
	内容	<p>1.これまで三権分立のドグマにとらわれ、行政権の行使に対する司法の介入は謙抑的になされるのが当然であるかの如く語られることがあったが、三権分立とは、権力相互が牽制(チェック)した上で、この均衡(バランス)を保とうとするものであるから、強大な権限を取得した行政機関によって人びとの権利、利益が侵害される場面では、司法権が積極的な介入をしなければならないのは、むしろ当然に期待された役割といえる。</p> <p>行政訴訟は、小さな一市民であっても、強大な権力に対して、「おかしい」と大きく声をあげることが許される場面である。同時に、それは、行政のあり方の是正や変革をもたらすべきものである。したがって、その手続きは、多くの市民が使えるもので、使いやすく、しかも実質的な権利救済につながるものでなければならない。行政訴訟を真に市民の権利救済をはかる制度とするためには、実質判断を行う前提となる形式的要件を改廃し、紛争解決への入り口を広げ、多くの市民が利用できる制度に改める必要がある。多くの行政訴訟が提起されることは、行政の適正化にも資するのであるから、否定的に考えるべきでなく、歓迎すべきことといえる。</p> <p>2.行政事件訴訟法9条が定める「法律上の利益を有する者」に関しては、そもそも民事訴訟法とは異なる要件を付与する必要性の有無から再検討すべきと考える。そして仮に要件として残るとすれば、「何人」にも行政情報の開示請求権を与えている情報公開法の下でも乱訴の弊害は生じていない実情などを十分参照し、「事実上利害関係が生じる余地があるもの」が訴訟提起できるとすべきである。</p> <p>3.取消訴訟の対象は、「行政庁の処分その他の公権力の行使にあたる行為」に限らず、広く「行政上の意思決定」(行政手続法1条1項参照)とし、行政権限の行使を広く訴訟の対象にすべきである。</p> <p>4.原告の普通裁判籍(原告の住所地等)を管轄裁判所に加えるべきである。</p> <p>5.処分等の取消しにより影響をうける範囲は、訴訟当事者を含んだ限定的な範囲に限られることが多く、さらに、大規模な民事紛争においても時効による出訴制限だけでその解決が図られており、行政の安定性だけを殊更強調すべき理由は乏しい。したがって、出訴期間は撤廃すべきである。</p> <p>6.情報公開法の制定時に採用されたような、行政上の救済手続きを設けながら、これを經ずに訴訟も提起できるという選択的な不服審査制度に改めるべきである。</p> <p>7.執行停止を原則とする制度を設けるべきである。執行停止を原則としても、行政に著しい支障の生じる場合は、行政庁の申立により全部又は一部の停止解除を決定できるものとするれば、乱訴による行政の停滞も防ぐことができる。</p> <p>8.現行の行政事件訴訟法も無名抗告訴訟を否定するものではないが、複雑、多様化した行政に対し、市民の権利、利益の救済、行政のあり方の是正や変革をもたらす制度とするには、納税者が公金の違法な管理や支出を差し止める納税者訴訟や、被侵害法益が重大な場合に行政機関に一定の義務を課する義務づけ訴訟など、多様な訴訟類型が可能な制度の創造を図るべきである。取消訴訟において原判断が取り消された場合、市民が求めた請求内容を実現させることを命ずる判断方法を、義務付け訴訟の一類型として明文化すべきである。</p> <p>9.行政裁量におかれる部分は、長年行政におけるブラックボックスといわれた部分であり、問題とされてきたところである。裁量判断を具体的に基準化させ、裁判所が積極的に判断を行えるような制度改革が必要である。具体的には、行政手続法が申請に対する処分の審査基準の定立を求めていることを参照し(5条)、諸処分の判断基準の存在、その基準内容の合理性、基準を当該事件に適用することの妥当性、合理性について、いずれも行政庁側に立証責任を負わすことにより、裁量判断の正当性について、訴状手続において行政庁側に高いハードルを課し、裁判所が積極的な判断を行いやすくすべきである。</p> <p>10.証拠の偏在の解消については、行政事件訴訟法において、民事訴訟よりも文書提出命令の範囲を拡大する改正を行い、裁判所において証拠の偏在を解消したうえで証拠調べを行えるようにする改革が必要である。さらに、たとえば、情報不開示処分取消訴訟や行政機関個人情報保護法が制定された場合の本人情報開示・訂正・利用停止請求拒否処分取消訴訟においては、原告(開示請求者)を立ち会わせないで裁判官だけが当該行政文書を審査する、いわゆるインカメラ審査が行政事件訴訟法の改正によって認められるべきである(すくなくとも行政事件訴訟法においてインカメラ審査の根拠となる規定が設けられるべきである。)</p>						

70	個人・団体の別	個人						
	年齢	60歳代	性別	男性	職業	税理士	住所	千葉県
	内容	<p>国税不服審判所の審判員に一定割合の民間人を登用できるよう、待遇面も含めた体制の整備が望まれる。</p>						

71	個人・団体の別	個人						
	年齢	40歳代	性別	男性	職業	自営業	住所	大阪府
	内容	<p>法律専門職は現在の日本には弁護士、司法書士、行政書士がある。司法書士に簡裁代理権が付与されたのと同じように行政書士にも行政訴訟の代理権を付与するとよいと思う。</p>						

7 2	個人・団体の別	個人						
	年 齢	3 0 歳代	性 別	男性	職 業	司法書士	住 所	福岡県
	内 容	<p>1.法の目的について、誰のための改正行政訴訟制度なのかを、法の趣旨において明確にしておく必要がある。その際、この制度が、公正で円滑な行政事務に資するために、不当な行政処分により不利益処分を受ける国民の権利救済を図るための制度であることを忘れてはならないことは勿論である。</p> <p>2.原告適格について、改正行政訴訟制度においては、裁判上一国民が「声」を述べる機会を保障する改正を検討する必要があると考える。直接にしる間接にしる、何ら不利益を受けずに訴訟を提起する者はいないのであるから、いかに一人一人の「声」を大事にするか、そこから制度理論をご検討いただきたい。</p> <p>3.「裁判外協議」をもって出訴期間の延長が図られるように柔軟な規定を明定すべきである。</p> <p>4.行政法に精通する弁護士や裁判官を早期に輩出する手立てが必要であり、複雑な行政事件をも手掛けることができる専門員を数多く養成し、あるべき改正行政訴訟制度の実現に資することができるようにすべきである。</p> <p>5.被告となる国の代理人を務めるのは、主に最高裁判所から法務省に出向した裁判官であり、その結果、事実上「被告よりの訴訟」が行われることになるのではないか。</p> <p>6.行政紛争専門の不服調停機関を創設し、裁判官と行政紛争に特化した専門調停委員との協力により、裁判官が積極的に釈明権を行使して当事者に立証を促したり、被告である行政側に一定の説明責任を負わせるなど、現行行政訴訟法の問題点を克服し、調停制度を広く国民になじみのあるものにするなどで、あるべき改正行政訴訟制度と憲法に定める法の支配を実現できるのではないだろうか。</p>						

7 3	個人・団体の別	日本行政書士会連合会						
	年 齢		性 別		団体の種別	日本行政書士会連合会	住 所	東京都
	内 容	<p>不利益処分が行われた場合、行政書士に対し行政不服審査法に基づく異議の申立て、審査請求、再審査請求の書類作成代理及び審尋の代理人たる身分を与えることにより、裁量権の行使の妥当性の検証はよりでき易く、弁護士でなければならないことではないと考えられる。行政書士として参画し国民生活とその利便に資することが可能な主な事件等における業務は以下のとおりである。(1)行政不服審査法に基づく異議の申立て、審査請求等の書類の作成代理及び審尋代理(2)行政手続法における聴聞代理(3)以下事件に関し、行政書士が家庭裁判所の許可を得ることなく代理人、補佐人となる資格の付与・家事審判法第9条第1項甲類に掲げる事件・精神保健及び障害者福祉施設に関する法律第20条第3項に掲げる事件・破産法第68条第2項後段に掲げる事件、(4)行政事件訴訟法等における出廷陳述権等・ぜひ制度の改正または新設を考えて頂きたいことは、土地の境界の確定である。訴え以外に争いを解決する方法がなく、行政書士、土地家屋調査士は境界の確定に対し不信感をもって業務を行っている。ADRによる解決も一つの方法である。</p>						

7 4	個人・団体の別	個人						
	年 齢	4 0 歳代	性 別	女性	職 業	税理士	住 所	東京都
	内 容	<p>行政訴訟の勝訴率が低すぎて最初から裁判を起こすのをためらう状況にあるように思えます。弁護士さんの意見でも行政訴訟については悲観的でしたし、自分で経験してみても、司法が行政の追認ばかりで、司法は最後の砦として期待できない、三権分立にはなっていないと強く認識せざるを得ませんでした。</p> <p>行政訴訟を提起する場合の印紙代が高額過ぎて、裁判をしたくても断念せざるを得ない場合があるというのは問題だと思えます。また、勝訴しても印紙が戻らないのも納得できません。</p>						

75	個人・団体の別	個人						
	年 齢	40歳代	性 別	男性	職 業	大学教員	住 所	東京都
	内 容	<p>1.見直しの方向としては、司法制度改革審議会意見書にある「司法の行政に対するチェック機能の強化」と「国民が使いやすい制度」を基本として、新たな「行政事件訴訟法」を制定すべきであります。</p> <p>2.抗告訴訟のなかで、取消訴訟については、民事訴訟とは異なり、「処分」を直接対象とできるとともに、行政活動の適法性を審査できることに鑑み、維持すべきであります。しかし、抗告訴訟の類型は多様化していただきたい。まず不作為違法確認訴訟を廃止し、義務付け訴訟、不作為の予防確認訴訟を法定すべきであります。</p> <p>行政計画に対する訴訟のあり方については、個別法の改正の中で、検討すべきと思います。民衆訴訟として、国に対する納税者訴訟の導入を検討すべきであります。</p> <p>訴訟類型の多様化と民訴との関係については、これまで以上に国民には理解しにくくなることから、裁判所が行っている「補正」を活用することや、行政訴訟について教示制度を導入するとともに、訴訟の選択を誤ったことによる却下をなくすべきであります。</p> <p>3.取消訴訟に関する処分性を拡大して、行政指導や行政規則に対する取消訴訟の可否を検討すべきであります。</p> <p>さらに、当該法律の趣旨により法的に保護されるべきものとして、原告適格を拡大すべきであります。</p> <p>現代型訴訟に対しては、団体訴訟制度の創設を検討していただきたい。</p> <p>被告適格については、処分庁だけでなく、当該処分庁が属する国又は公共団体でも、いずれでも良いことにすべきであります。</p> <p>出訴期間を3ヵ月から6ヵ月に延長していただきたい。</p> <p>4.執行停止を原則としていただきたい。</p> <p>また、内閣総理大臣の異議制度は、廃止すべきであります。</p> <p>裁量に対する審査のあり方について、行政手続法による各種基準の設定、費用便益分析などにより、審査方法を規定していただきたい。</p> <p>行政機関の保持する証拠・記録については、行政機関に資料提出義務を課すか、裁判所が資料提出を命ずることができるよう、定めていただきたい。</p> <p>5.行政訴訟検討会の当面の審議機関は、2003年12月までとされているようでありますから、緊急に実施すべき事項と、中長期にわたる検討事項を分けて明示し、二段階で見直すこともやむを得ないと思われま。ただしその際には、報告書なり、新法律の制定にあっては附則に、年限を切って検討する旨の文言を入れておいていただきたいと思ひます。</p>						

76	個人・団体の別	大分県日田市						
	年 齢		性 別		団体の種別	地方公共団体	住 所	大分県
	内 容	<p>1.憲法及び地方自治法によって直接保障された自治権が侵害された場合には、その救済、回復を求めて出訴できることを明文で規定することが喫緊の課題であります。具体的には、行政事件訴訟法上において、本件のごとき行政処分により不利益を被る地方公共団体にも法律上の利益があり、原告適格が存在することを明確にされるなど、原告適格を広く解釈できるような見直しが必要であると考えます。</p> <p>2.地方公共団体が訴えを提起する場合、地方公共団体と住民との合意及び議会の議決を要することを考慮すると、3か月という出訴期間は不合理であります。したがって、地方自治体が原告となる際には出訴期間の適用を除外する等の特例の制定が必要であると考えます。</p>						

77	個人・団体の別	個人						
	年 齢	40歳代	性 別	男性	職 業	弁護士	住 所	京都府
	内 容	<p>1. 「司法の行政に対するチェック機能の強化」は、行政活動に対する実効的な紛争解決システムを構築する観点からも求められていると言うべきです。</p> <p>2. 行政紛争解決システムとしての行政訴訟という視点から見ると、住民や事業者が裁判所に求めているのは、裁判所が国民の苦情を聞いてくれること（すなわち、裁判所が門前払いをしないこと、すなわち国民が行政訴訟を利用しやすくすること）、行政が国民の疑問や意見にまともに答えること（すなわち、行政活動の根拠となった資料が十分に開示され、行政の説明責任が履行されること、すなわち行政訴訟において実質的な審理が行われるようにすること）、裁判所が法に基づいてその適法性を適正に判断すること（すなわち、安易に行政裁量を追認せず、行政裁量の適正な行使を審査すること）です。まで受け入れられなくても、せめて、は実現されるべきではないか。</p> <p>3. 国民が利用しやすい行政訴訟のためには、行政事件訴訟法を改正し、原告適格を拡大し、処分性を緩和し、出訴期間をせめて6ヶ月とし、行政訴訟（抗告訴訟）の排他的管轄を緩和し、被告の教示制度を充実し、取消事由としての違法理由の主張制限の規定を削除すべきです。</p> <p>4. 国民が実質的な審理を受けられる行政訴訟の手段としては、行政訴訟における審理の特則規定を設け、行政機関に対しその保有する情報の開示義務・報告義務を課すことや、文書提出命令の範囲を拡大することや、職権探知主義を導入することなど様々な方法が考えられます。次に、行政に対して、国民の疑問や意見に対する説明責任を明記することです。</p> <p>5. 裁判所が法に基づいてその適法性を適正に判断するために、第一に行政事件訴訟法に行政裁量処分の審理基準及び審理方法を明記すること。第二に、個別行政法規を改正して、処分基準や処分に当たり考慮すべき事項を、行政訴訟を念頭において、明確に規定すること。</p> <p>6. 行政に対するチェック機能を強化するためには、行政手続法、情報公開法、行政不服審査法、国会賠償法等の関係行政救済法制との関係をも考慮し、行政委員会による準司法的機能や行政ADRとの関係にも配慮した包括的で実効的な行政争訟法制の実現が求められます。</p> <p>7. 職権探知主義と参審制を採用した行政裁判所（家庭裁判所と同様に下級裁判所の系列にあるものであって、憲法の禁止する特別裁判所ではない）を設置すべきであると考えています。</p> <p>8. 本部設置期限内に、行政事件訴訟法の改正を行い、「国民が利用しやすく、実質的な審理が受けられ、法に基づいて行政の適法性が判断される行政訴訟」の最低限の骨格造りが行われるべきであると考えます。と同時に、本部設置期限内に、個別行政法規の改正指針（行政訴訟の対象となりうる行政活動や、処分基準・処分に当たり考慮すべき事項として考えられるものの拾い出し等）と、個別行政法規の改正や関係行政救済法制との関係をも考慮した包括的で実効的な行政争訟法制を実現するための計画（タイムスケジュールやその推進機関）を構築すべきであると考えます。</p>						

78	個人・団体の別	個人						
	年 齢	30歳代	性 別	男性	職 業	自治体職員	住 所	北海道
	内 容	<p>1. 法治行政の理念からいっても当然ながら、行政作用の適法性、適正性を確保する必要性は高く、このような行政作用の特殊性に鑑みて、行政訴訟に関しては、主観訴訟の枠組みにこだわるべきではないと考える。場合によっては、裁判所法第3条の改正も必要になるかもしれないが、客観訴訟を広く導入することによって、個々の行政作用の適法性、適正性を、裁判所という、独立であり、かつ、公益の代表者として相対的には信頼感を失っていない機関が判断する仕組みを導入すべきであると考えます。</p> <p>2. 処分性に係る訴訟要件を廃し、行政作用のより早期の段階の個別の手續ごとにその適法性、適正性を審査できるようにすべきであると考えます。この仕組みがきちんと機能する限りにおいて、事情判決の制度は残してもかまわない。</p> <p>3. 裁判所を、より信頼感のある公益の代表者と位置づける以上、裁量事項においても、原則として裁判所の判断代置方式によって審査し得るものとするべきである。これには、当然、公益の代表者としての信頼感を維持向上していく仕組みづくりが伴わなければならない。そのような観点からの法曹育成制度の確立が併せて行われる必要がある。ただし、当然ながら、これは、司法の政治化を意味するものであってはならない。</p> <p>4. 膨大な訴訟提起に伴う行政機能の停滞の危険を考えると、執行不停止原則は維持すること自体はやむを得ないが、停止要件を大幅に緩和すべきであると考えます。また、これに伴い、内閣総理大臣の異議の制度も廃止すべきである。</p> <p>5. 行政作用によっては、その早期の段階から住民の意見を直接反映させる仕組みを法定するとともに、これを順次拡大していくべきであろう。これは、行政一般の問題として扱うには、あまりにも多様な行政作用が存在していると思われるので、個別法の整備による他にはない。このような仕組みが確立していけば、裁判所は再び手続審査に重点を置き、行政過程を尊重する立場に立つこともあってよいであろう。ただ、その場合にも、常に、判断代置の可能性を留保しながら、行政と裁判所の間にいい意味での緊張感を維持していくべきであると考えます。</p>						

79	個人・団体の別	個人						
	年 齢	60歳代	性 別	男性	職 業	税理士	住 所	千葉県
	内 容	<p>1. 国税不服審判所の審判官の民間人登用。</p> <p>2. 国税不服審判所の勝訴率を現行の約15%前後を2倍の約30%前後へ引き上げる施策を講ずること。現在の審判官は、国税庁人事のローテーションに組み込まれています。国税庁から審判所を独立させ、任命権を移して任期を10年程度にするとともに、国税庁から独立した判断ができる機構にすることや給与面でも裁判官に準じた待遇を与えるなどの施策が必要です。</p> <p>3. 税務訴訟のための特別の裁判所を設けること。</p>						

80	個人・団体の別	個人						
	年 齢	60歳代	性 別	男性	職 業	*	住 所	東京都
	内 容	<p>司法・裁判の領域に民間人を裁判員として参画させようとする改革案には”反対”であります。</p>						

81	個人・団体の別	個人						
	年 齢	*	性 別	女性	職 業	*	住 所	東京都
	内 容	<p>1. 公務員が行った処分の内容については、全て情報開示してほしい。</p> <p>2. 判決が出るまで、提出した個人情報外部に漏れないようにしていただきたい。</p>						

82	個人・団体の別	個人						
	年 齢	*	性 別	男性	職 業	税理士	住 所	東京都
	内 容	<p>1. 裁判所調査官に行政職員を充てることを廃止すること。</p> <p>2. 行政通達そのものを事前に訴訟物にできるようにすること。</p>						

83	個人・団体の別	個人						
	年 齢	*	性 別	女性	職 業	*	住 所	東京都
	内 容	<p>1. 行政裁判に於いて、初めから「行政優位」で展開される裁判に憤ります。</p> <p>2. 「判・検交流」制度を廃止して下さい。</p> <p>3. 国指定代理人制度を見直して下さい。</p> <p>4. 証拠の偏在について、資料隠しなどもあり、証拠を出すことを強制的に行って下さい。</p> <p>5. 団体訴権を認めて下さい。</p>						

84	個人・団体の別	個人						
	年 齢	70歳代	性 別	男性	職 業	*	住 所	東京都
	内 容	<p>1. 行政訴訟に対して高い専門知識を持った裁判官が多くいらっしゃるような体制にすべきではないでしょうか。</p> <p>2. 裁判の前の段階、つまり、行政が何かの行為（計画を作ったり、など）をするときに、その計画案を住民に提示して意見を求めるなど、いわゆる事前の手续をとることが、行政訴訟という段階に不要な争いを持ち込まないための大切な仕組みになるのではないのでしょうか。今は、国民が意見を言う(争う)できる仕組みというのが行政訴訟に集中してしまっているため、そのような仕組みを作れば、行政訴訟の仕組みにかかっている負担が減ると思います。</p>						

85	個人・団体の別	個人						
	年 齢	*	性 別	男性	職 業	*	住 所	神奈川県
	内 容	<p>住民監査請求について、監査請求するまでには、1年という期間はあまりにも短か過ぎます。</p>						

86	個人・団体の別	個人						
	年 齢	70歳代	性 別	男性	職 業	無職	住 所	北海道
	内 容	一部先進国のように交通事故の取り締まり、事故処理、送検・訴訟・裁判を一括して担当する独立特殊行政法人を関係省庁を横断的にまとめて設立することです。交通関連の行政訴訟では一部は即決的な処理も可能な道を開く						

87	個人・団体の別	個人						
	年 齢	60歳代	性 別	男性	職 業	無職	住 所	茨城県
	内 容	「行政訴訟」制度も、訴訟の手続き全般(法律面を含む)を、主権者の負担とするなどは、過酷極まるもので、全く改革の意味をなさない暴制となります。主権者ばなれした制度は「裁判を受ける権利」を間接的に奪いとり、諦めると強要するに等しいといえます。						

88	個人・団体の別	公害・地球環境問題懇談会						
	年 齢		性 別		団体の種別	環境NGO	住 所	東京都
	内 容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 裁判が、行政優位から国民と行政とが対等で公正な立場で訴訟がすすめられ、それが保障されるよう改革すること。</li> <li>2. 「判・検交流」の制度を廃止すること。</li> <li>3. 国指定代理人制度を見直すこと。</li> <li>4. 証拠偏在を是正し、裁判の迅速・公正をはかること。証拠開示制度の導入、情報開示義務の法制化など、必要な諸対策を講ずること。</li> <li>5. 行政訴訟の対象を行政処分段階に限定することなく、計画立案・計画決定段階まで範囲を広げること。また、利害関係者の範囲を、土地・住居所有者あるいは居住権利者などに限定するのではなく、公害被害や環境破壊の影響が及ぶ関係住民に範囲を広げること。</li> <li>6. 団体訴訟を可能にすること。また、集団訴訟については、多数の原告から、それぞれ手数料を徴収するのではなく、手数料は団体単位とし、原告への通知も団体に行うなど、改善をはかること。</li> </ol>						

89	個人・団体の別	個人						
	年 齢	*	性 別	男性	職 業	*	住 所	神奈川県
	内 容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 昨今は報酬金支給制度も案として浮かんでいるようですが、是非とも公共の為に努力を惜しまぬ国民への対価を十分に評価する「行政訴訟」の仕組み改善策の導入を積極的に推し進めて、再発防止に向けて広く抑止力が作用するような環境を整えていくべきと考えます。</li> <li>2. 公正なる行政業務を期するためにも、ややもすると形骸化している「行政不服審査法」を充実させて、「情報公開」と表裏一体の仕組みを通じて不法・不当な事象が少なくなるよう事前の防備策が為されやすい環境を早急に整えるべきと考えます。</li> </ol>						

90	個人・団体の別	個人						
	年 齢	*	性 別	女性	職 業	*	住 所	佐賀県
	内 容	行政訴訟をしてわかったのですが、行政裁判所を是非創設すべきと実感した。不動産関係とか医療部門とか、4～5に分け、不動産関係の専門家、医者を裁判官にします。専門の法律に精通してあるから法律の専門家を養成するよりも良い方法だと考えます。						

9 1	個人・団体の別	日本土地家屋調査士会連合会						
	年 齢		性 別		団体の種別	日本土地家屋調査士会連合会	住 所	東京都
	内 容	<p>1.行政訴訟を提起した者が、実質的な不利益や行政側の嫌がらせに遭うことのないよう身分保証制度と制度保証制度が機能していることことを確認・監視できる制度を整える必要がある。</p> <p>2.行政訴訟は、提起する者にとって費用及び能力からして、あまりにもハンデのある訴訟である。ついては、原告の挙証責任の面での立証の軽減や、法律扶助と同様な経済的に何等かの支援の制度を構築すべきである。</p> <p>3.出訴期間は、6か月とすべきである。</p> <p>4.原告適格の緩和を図るべきである。</p>						

9 2	個人・団体の別	個人						
	年 齢	*	性 別	男性	職 業	*	住 所	山口県
	内 容	電気通信事業法からいって許されない通信料金についての利用者との間の訴訟は監督行政機関としての総務省との行政訴訟裁判にして頂くよう、考えて頂きたい。						

9 3	個人・団体の別	個人						
	年 齢	*	性 別	男性	職 業	*	住 所	石川県
	内 容	行政訴訟制度の抜本改革を求めます。						

9 4	個人・団体の別	個人						
	年 齢	60歳代	性 別	男性	職 業	弁護士	住 所	大阪府
	内 容	米国は連邦国家であり、州が主権を持ち、州憲法や州法を制定しているニューヨーク州では、1975年に州政府に対する納税者訴訟が制度化された。行政事件訴訟法の改正に納税者訴訟を創設されることを求める。						

9 5	個人・団体の別	個人						
	年 齢	50歳代	性 別	男性	職 業	行政書士	住 所	神奈川県
	内 容	行政庁に対する許可・認可申請等に対する「不許可」「却下」若しくは「不受理」の処分がなされた場合、これら行政庁の「不利益処分」に対する「不服申立」手続の代理人に「行政書士」が参入できるような制度の改正をお願いします。また、裁判所に対する行政庁の処分取消の訴えの代理人は、原則として弁護士に限るものと思いますが、補佐人となること及び弁護士と共同して代理人となることを認めるように制度の改正をお願いします。						

9 6	個人・団体の別	個人						
	年 齢	*	性 別	男性	職 業	無職	住 所	岡山県
	内 容	<p>1.行政訴訟を起こしたのですが、日本の裁判所というのは一般人、特に弱者に対して敷居が高すぎるというのを身をもって実感しました。行政つまり、官に不満を持ち、訴訟を起こそうとする人はほとんどが、経済的にも社会的にも弱い者です。そのほとんどが、訴えを起こす時点でゼロ、あるいはマイナスの人ばかりです。つまり、いくら不服があり、裁判をしたい人も「金も時間もかかるし、やめどころか」と思い、結局そのまま行政の悪い所に一石を投じる事もできず、放置してしまう訳です。</p> <p>2.行政に不満を持って闘いたいだけでなく、悔しくも泣き寝入りする人は多いはず。経済的な弱者にもきちんと自分の主張ができる社会、例えば、訴訟救助のハードルを下げるとか、事件によっては印紙代等は免除されるとか、法律扶助の充実とかを弱者の目線で考えて欲しいのです。</p> <p>3.行政訴訟もどうにかして窓口を開け、敷居を低くしなければ、絶対にダメです。もはや日本の役所に自浄能力はありませんし、底辺の人間でもどんどんおかしい事は指摘していかないと危機感もない。もちろん好き勝手な不服を言うチャンスをやみくもに増やせと言うのではなく、ケースバイケースで考えてくれればいいのです。</p>						